

## 監理技術者の兼務の取扱いについて

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が発注する工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置について、次のとおり取り扱うこととします。

### 工事規模及び入札方式の要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置は認めないものとする。

- 1 工事規模が工種ごとに次に該当するとき。

工 種	工 事 規 模
建築、農業土木	予定価格が3億円以上の工事
舗装	予定価格が6千万円以上の工事

- 2 入札方式が次に該当する技術的難度の高い工事であるとき。

- (1) 特定建設工事共同企業体のみによる入札
- (2) 設計・施工一括発注方式による入札

### 兼務を認める場合における工事の範囲

- 1 工事現場が同一の振興局管内であること。

※1 国・北海道・市町村等の他発注機関の工事についても兼務可。ただし、他の発注機関の承諾を得た場合に限る。

※2 事業区分が異なる場合においても兼務可。

### 特例監理技術者の配置要件

- 1 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
- 2 兼務しようとする工事の数が2件であること。

### 提出書類等

- 1 監理技術者の兼務届（別紙）

- (1) 特例監理技術者

兼務する工事のコリンズの写し等

- (2) 監理技術者補佐

ア 一級施工管理技士等の国家資格者等の資格を証する書面の写し

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。（次のいずれかの書類の原本又は写しの掲示）

(ア) 健康保険被保険者証

(イ) 監理技術者資格者証の裏書

(ウ) 住民税特別徴収税額通知書

- 2 承諾書（兼務する工事が他の発注機関の工事の場合、様式任意）

### 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日付け基発第267号の2労働省労働基準局長通知）において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

### その他

本取扱いによるほか、特例監理技術者の配置については、災害等の特別な事情などがあるときは別に対応するものとする。

### 適用年月日

令和3年3月23日以降に契約を行う工事から適用する。

別紙

令和 年 月 日

## 監理技術者の兼務届

公益財団法人北海道農業公社 様

受注者 住所

氏名

印

下記の工事について監理技術者を兼務させたいので、届け出ます。

記

### 1 兼務する工事①

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
監理技術者	氏名	連絡先
監理技術者補佐	氏名	連絡先

### 2 兼務する工事②

発注機関		
工事名		
工事場所		
工期		
請負金額		
工事概要		
監理技術者補佐	氏名	連絡先

内容を確認したところ、

（ 基準を満たしていることから兼務を認めます。

基準を満たしていないことから兼務はできません。 ）

公益財団法人北海道農業公社 支所

令和 年 月 日 所属長・職・氏名

印

※この欄は発注者用ですので記入しないで下さい。

※不要な文字は削除すること。